

4 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

国への提案事項

1 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 持続可能な水道システムの構築に向け、県と14市町で設立した広島県水道広域連合企業団において、経営基盤の一層の強化を図り、安定的に事業運営ができるよう、統合を機に交付される国交付金や地方交付税などの財政措置について、予算の確実な確保や拡充を図ること。
- 県内水道事業の一元化を進めるためには、給水原価の格差を縮小していく必要があるため、条件不利地域の水道事業に対する財政措置の拡充を図ること。

2 工業用水道事業の供給分野の拡充と運営基盤の強化

- データセンターといった情報通信業をはじめ、工業用水道事業法に定義されていない産業分野へ工業用水を供給できるよう、工業用水として供給できる業種の範囲を拡大すること。
- 事業の実情を適切に反映した料金設定としていくため、災害や企業撤退といった突発的な環境変化に対応する引当金の計上を明示するなど、工業用水道料金算定要領を見直すこと。

3 水需要に応じた柔軟な運用の実現

- 限られた水源や施設を活用し、水需要に迅速に対応するため、工業用水、用水供給、上水等の事業種別を限定することなく供給を可能とするなど、様々な水需要に応じた柔軟な運用を可能とすること。

【提案先省庁：総務省、経済産業省、国土交通省】

4 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

現状／広島県の取組

- (1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充
- 水道事業は、給水収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境の急速な悪化が見込まれている。
 - 本県では、こうした課題に対処し、水道事業の持続性を確保することを目的に、県内水道事業の経営統合を進め、県と14市町で「**広島県水道広域連合企業団**」を設立し、令和5年度から事業を開始した。
 - 広島県水道広域連合企業団では、広域計画に基づき、統合効果の発揮に必要な施設の再編整備や業務効率化を進めている。
 - 広島県水道広域連合企業団に参画していない7市町とは、職員研修の共同実施など、統合以外の連携を進めており、将来の参画に向け、統合しやすい環境の整備や働きかけを継続している。
 - 水道法では、都道府県に、水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定されているほか、国においては、広域連携を推進するため、防災・安全交付金や地方交付税などの財政措置が講じられている。
- (2) 工業用水道事業の供給分野の拡充と運営基盤の強化
- 工業用水道事業法において、工業の範囲は製造業などに限られており、法に定義されていない産業分野への供給は雑用水として暫定的に認められている。また、雑用水を供給するためだけに必要な施設の建設費用は、補助金交付の対象外である。
 - 工業用水道事業の料金は、工業用水道料金算定要領を基に設定している。料金算定要領には、災害や企業撤退といった突発的な環境変化に対応する費用の計上について明確に明示されておらず、将来の費用増大リスクを見込んだ料金設定ができていない。
- (3) 水需要に応じた柔軟な運用の実現
- 水の供給に当たっては、工業用水、用水供給、上水等の事業種別に応じて対応する必要があるが、用水供給の供給先は水道法で水道事業者に限定されるなど、企業の誘致などの際に、融通して供給することができない。

課 題

- (1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充
- 防災・安全交付金における水道事業運営基盤強化推進事業（広域化事業）の予算が、要望額に対し厳しい状況となっており、この状況が継続すると、事業の計画的な執行が困難となり、経営基盤の強化に向けた統合効果が発揮できなくなる恐れがある。
 - 物価高騰の影響などにより、施設整備費用が大幅に増加し、また、整備期間の長期化が見込まれる。
 - 業務系システムの統合に当たり、コスト面で有利かつ柔軟性を持つサービス利用型でシステム構築を進めているが、ライセンス料などの維持管理費用が高騰している。維持管理費用は交付金の対象となっていないことから、システム統合の費用が過大な負担となっている。
 - 広域連携による経営基盤強化を進めていくため、交付金等の要件緩和や交付率の嵩上げ、補助対象経費に維持管理費用を含めるなど、財政措置の一層の拡充が求められる。
 - また、県内水道事業の一元化に向け、給水人口や水源からの距離など、地理的要因に起因する給水原価の格差を解消するため、条件不利地域の水道事業に対する更なる財政措置の拡充が必要である。

課題解決に必要な財政措置

- ・ 交付金における水道事業運営基盤強化等推進事業の予算確保
- ・ 交付金の時限措置の延長
- ・ 交付金等の要件緩和や補助対象経費の拡充、交付率の嵩上げ
- ・ 一般会計繰出金に係る交付税の措置率嵩上げ
- ・ 統合後の条件不利地域の水道事業に対する交付金措置など更なる財政措置の拡充

- (2) 工業用水道事業の供給分野の拡充と運営基盤の強化
- 新しい産業分野における工業用水の需要に対応するため、工業用水道事業法に定める工業用水の適用範囲の見直しが必要である。
 - 工業用水道事業の実情を適切に反映した料金設定としていくため、突発的な環境変化に対応する引当金の計上を明示するなど、工業用水道料金算定要領の見直しが必要である。
- (3) 水需要に応じた柔軟な運用の実現
- 用水供給事業から企業に給水する場合、新たな事業を設ける等の対応を要する。余剰水を活用し、様々な水需要に対応するため、柔軟な運用を可能とする仕組み作りが必要である。